

平成 26 年度  
水質汚濁防止法等の施行状況

平成 27 年 12 月

環境省 水・大気環境局 水環境課



## 目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について	1
	(1) 特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数	1
	(2) 特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	3
	(1) 水質汚濁防止法	3
	ア 届出関係、計画変更命令等	3
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	5
	カ 生活排水対策重点地域の指定	6
	キ 水質総量削減	6
	(2) 瀬戸内海法	7
	ア 許可、措置命令	7
	イ 自然海浜保全地区の指定	7
	(3) 湖沼法	8
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	8
	イ 改善命令等	8

<図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数	10
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	11
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	14
表 4	特定事業場の上位 10 業種	16
表 5	特定事業場の業種別内訳	17
表 6	届出関係、計画変更命令等	24
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	27
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	33
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	34
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳	37
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	38
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	40
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等	41
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	42
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	43
参考	平成 23 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	44



## 1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成 26 年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

## 2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場において特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、当該施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ことになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に關係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m<sup>3</sup>未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に關係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ことになっている。

### （1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下、「特定事業場」という。）の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場（以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の数を表 1 に示す。平成 27 年 3 月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は 263,431 (265,964)（括弧内数値は平成 26 年 3 月末時点。以下、この項目において同じ。）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は 3,444 (3,485)、合計で 266,875 (269,449) であり、平成 26 年 3 月末時点と比較すると、特定事業場数は約 2,600 件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は 7 (8) であった。

BOD や SS 等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は 32,381 (32,589) と全体の約 12% である。

また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、公

共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 3,813 (3,877) で全特定事業場数の約 1%、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup> 未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 11,207 (11,388) で全特定事業場数の約 4% であった。また、水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定に基づく、公共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は 4,269 (4,560) であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、19,289 (19,825) であり、全体の約 7% であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場は 3,309 (3,196) であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場は 453 (398) であった。都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を表 2 に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、平成 27 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表 3 に示す。湖沼特定事業場の総数は 2,109 (2,118) であり、うちみなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 851 (830) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はそれぞれ 71 (69)、842 (851) であり、これらを合計した事業場の総計は 3,022 (3,038) であった。

なお、これら 2,109 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 7、八郎湖 173、霞ヶ浦 403、印旛沼 228、手賀沼 83、諏訪湖 68、野尻湖 0、琵琶湖 679、中海 119、宍道湖 143、児島湖 206 であった。

## (2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表 4 に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 196,759 であり、全特定事業場数の約 74% にあたる。

また、これら 196,759 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup> 未満の事業場数は 177,216 であり、上位 10 業種全体の約 90% を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を表 5 に示す。

### 3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

#### (1) 水質汚濁防止法

##### ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排出水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為の構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第8条）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は6,026件、法第5条第2項に係る届出数は5件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は255件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は368件であった。また、法第7条に基づく届出数は5,006件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

##### イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第13条第1項、法第13条の2第1項）。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、または使用の一時停止を命ずることができる（法第13条の3第1項）。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、

又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 1 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができるとされている（法第 23 条第 3 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

平成 26 年度における改善命令の件数は 8 件であり、一時停止命令の件数は 3 件であった。これを業種別の内訳（表 8）で見ると、改善命令については、「食料品製造業」に対して発動されたものが多くみうけられた。

一方、法第 14 条の 3 に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 3 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 8,872 件であり、公共用水域関係では 7,537 件、地下水関係では 1,335 件であった。

## ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壤、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 40,600 件、夜間立入が 510 件で立入件数は計 41,110 件であった。なお、41,110 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 3,547 件であった。

## エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 26 年度における排水基準違反の件数は 4 事業場であり、違反摘発の契機について見ると、県警察の調査によるものが 0 件、海上保安庁の調査によるものが 4 件であった。

また、違反業種・施設名は、みそ・しょう油・グルタミン酸ソーダ・食酢等の製造業、紡績・繊維製品製造業、合板製造業、酸・アルカリ表面処理施設がそれぞれ1件であり、違反項目はpH、CODが2件、SS、亜鉛含有量が各1件（1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない）であった。

#### オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質を含む水等が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第1項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第2項）。

さらに、貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第14条の2第3項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第14条の2第4項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表9に示す。法第14条の2第1項に係る届出数は259件（内訳：公共用水域関係252件、地下水関係7件）であり、法第14条の2第2項に係る届出数は14件（内訳：公共用水域関係13件、地下水関係1件）であり、法第14条の2第3項に係る届出数は284件（内訳：公共用水域関係241件、地下水関係43件）であった。

また、公共用水域において、異常渇水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第18条）、平成26年度に発動された緊急時の措置命令は0件であった。

## カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第 14 条の 8）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 9）。

平成 26 年度における生活排水対策重点地域の指定は 0 件、指定範囲の変更を伴う指定地域の変更は 0 件であった。なお、平成 27 年 3 月末現在、212 地域（42 都府県 336 市町村）で指定がされている。

## キ 水質総量削減

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を探るべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を探るべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならず（法第 14 条第 2 項）、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。平成 27 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 10,588 であり、平成 26 年 3 月末時点（10,752）と比較すると事業場数は若干減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東

京湾 1,569 (約 15%)、伊勢湾 3,265 (約 31%)、瀬戸内海 5,754 (約 54%) であった。また、法第 14 条第 3 項に係る届出数は 418 件であった。

水質総量規制に関する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令も 0 件、法第 13 条の 4 に基づく指導等は 22 件であった。

## (2) 瀬戸内海法

### ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に關係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m<sup>3</sup> 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ぜることができるとされている（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 252 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 408 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は、0 件であった。

### イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜や岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適當であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区的保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をするとできるとされている（瀬戸内海法第 12 条の 8）。

平成 26 年（1～12 月）における自然海浜保全地区の指定は 0 件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は 1 件であった。なお、平成 26 年 12 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

### (3) 湖沼法

#### ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上、水質汚濁防止法の排水基準による排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

平成26年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、表15に示すように313件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は272件であった。また、指定施設の設置届出（経過措置）の件数（湖沼法第16条第1項）、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第17条第2項）及び指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）は0件であった。また、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第8条）の適用事例もなかった。

#### イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第20条第1項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができるとされている（湖沼法第20条第2項）。

平成26年度における改善勧告（湖沼法第20条第1項）の件数は0件であり、改善命令（湖沼法第20条第2項）についても0件であった。また、湖沼法第10条に基づく改善命令等の適用事例も0件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、

助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 80 件、口頭による指導が 100 件で、内容は処理施設の改善が 34 件、その他が 148 件であった（1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法 24 条）の件数は、文書による指導が 0 件、口頭による指導が 0 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数

区分		全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模				水質汚濁防止法 第5条第3項 (②、④以外の 有害物質使用特 定事業場)	有害物質貯 蔵指定期 事業場 (うち有害物 質貯蔵指定期 施設のみ)
			①一日当たり の平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③一日当たり の平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場		
A 平成 27 年 3 月 末 現 在		266,875 (7)	32,381	3,813 (2)	230,225	11,207 (5)	4,269	3,309 (453)
		水質汚濁 防止法上の 特定事業場	263,431 (7)	29,179	3,275 (2)	229,983	11,177 (5)	
		瀬戸内海法 上の 特 定 事 業 場	3,444	3,202	538	242	30	
B 平成 26 年 3 月 末 現 在		269,449 (8)	32,589	3,877 (2)	232,300	11,388 (6)	4,560	3,196 (398)
		水質汚濁 防止法上の 特定事業場	265,964 (8)	29,348	3,336 (2)	232,056	11,357 (6)	
		瀬戸内海法 上の 特 定 事 業 場	3,485	3,241	541	244	31	
対 前 年 比 A / B		(99%)	(99%)	(98%)	(99%)	(98%)	(94%)	(104%)
		水質汚濁 防止法上の 特定事業場	(99%)	(99%)	(98%)	(99%)	(98%)	
		瀬戸内海法 上の 特 定 事 業 場	(99%)	(99%)	(99%)	(99%)	(97%)	

(注) 1. 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（1）

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数								瀬戸内海法上の特定事業場								
		特定事業場				有害物質貯蔵指定事業場				特定事業場				有害物質貯蔵指定事業場				
		総数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害物質 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数 (地下浸透分)	④ うち有害物質 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数 (地下浸透分)	⑤第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	総数	うち有害物質 貯蔵指定 施設のみ	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害 物質 使用 特定事業場	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害 物質 使用 特定事業場	総数	うち有害物質 貯蔵指定 施設のみ	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害 物質 使用 特定事業場	
1	北海道	5,607	1,216	53	4,277	80	114	56	9									
2	青森県	3,928	343	13	3,583	56 (1)	2	9	2									
3	岩手県	4,742	599	43	4,075	101	68	31	3									
4	宮城县	4,524	419	33	4,104	111	1	23	1									
5	秋田県	3,233	519	28	2,706	69 (1)	8	10										
6	山形県	3,113	472	53	2,636	124	5	31										
7	福島県	5,878	756	168	5,122	252		37	1									
8	茨城県	7,508	810	115	6,682	163	16	113	7									
9	栃木県	7,234	979	66	6,244	161	11	59	3									
10	群馬県	3,080	545	61	2,530	97	5	29	2									
11	埼玉県	6,296	647	83	5,617	408	32	123	5									
12	千葉県	7,794	727	67	7,050	167	17	69	15									
13	東京都	2,731	95	11	1,428	305	1,208	157	29									
14	神奈川県	3,314	259	38	3,047	126	8	40	3									
15	新潟県	5,511	654	63	4,852	367	5	82	4									
16	富山县	2,495	386	88	2,101	100	8	37	4									
17	石川県	3,278	494	45	2,784	119		31	6									
18	福井県	1,985	306	39	1,678	67	1	33	5									
19	山梨県	4,424	392	48	4,027	186	5	37	5									
20	長野県	10,586	1,035	83	9,546	327	5	62	10									
21	岐阜県	7,665	932	92	6,733	150		76	8									
22	静岡県	7,498	971	136 (1)	6,488	142	39	71	6									
23	愛知県	8,358	1,166	248	7,179	518	13	143	17									
24	三重県	7,449	870	66	6,556	116	23	78	2									
25	滋賀県	3,065	565	78	2,496	149	4	32	2									
26	京都府	3,561	234	33	3,327	270		41	4	105	92	19	13	4				
27	大阪府	1,819	118	4	1,609	192	92	55	8	164	154	41	10	1				
28	兵庫県	7,130	554	92	6,574	453	2	63	5	318	294	63	24	6				
29	奈良県	2,765	211	8	2,548	130	6	15	4	224	216	19	8	2				
30	和歌山县	3,251	338	11	2,913	92	11	1	1	92	89	4	3					
31	鳥取県	1,844	260	13	1,539	46	45	7										
32	島根県	2,699	337	34	2,336	45	26	9	5									
33	岡山県	2,810	172	1	2,630	109	8	33	14	214	203	33	11					
34	広島県	3,685	308	4	3,371	83	6	42	9	264	238	15	26	1				
35	山口県	3,240	223		2,969		48	64	11	251	242	40	9					
36	徳島県	3,460	108		3,348	38	4	24	1	171	158	21	13					
37	香川県	3,029	177	1	2,850	54	2	19	2	205	183	13	22	1				
38	愛媛県	3,414	171		3,235	51	8	30	4	209	198	37	11					
39	高知県	2,249	261	18	1,987	46	1	7										
40	福岡県	4,365	637	38	3,681	80	47	55	7	49	41	2	8	1				
41	佐賀県	2,294	288	26	2,006	53		28	8									
42	長崎県	5,113	300	41	4,813	62		14	6									
43	熊本県	2,408	446	33	1,962	57		30	4									
44	大分県	4,097	231	2	3,866	45		16	4	162	157	7	5	1				
45	宮崎県	3,129	353	11	2,772	33	4	16	1									
46	鹿児島県	4,834	744	70	4,090	247		17	1									
47	沖縄県	1,346	348	25	998	34		6	2									
	都道府県計	203,838	22,976	2,283 (1)	178,965	6,681 (2)	1,897	2,071	250	2,428	2,265	314	163	17				
	政令市計	59,593	6,203	992 (1)	51,018	4,496 (3)	2,372	1,238	203	1,016	937	224	79	13				
	合 計	263,431	29,179	3,275 (2)	229,983	11,177 (5)	4,269	3,309	453	3,444	3,202	538	242	30				

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（2）

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数								瀬戸内海法上の特定事業場								
		特定事業場				有害物質貯蔵指定事業場				特定事業場				有害物質貯蔵指定事業場				
		総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分) の事業場数	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	⑤第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	総 数	うち有害物質 貯蔵指定 施設のみ	総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害 物質 使用 特定事業場	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④うち有害 物質 使用 特定事業場	総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害 物質 使用 特定事業場	
1	札幌市	81	40	1	41	2		21										
2	函館市	230	49		160	4		2										
3	旭川市	194	24	2	132	5		38	2									
4	青森市	532	74	2	451	13		7	3									
5	八戸市	335	66	16	260	9		9	7	2								
6	盛岡市	526	62	9	455	50		9	4									
7	仙台市	1,015	59	7	929	127		27	7									
8	秋田市	405	80	22	323	48		2	9	2								
9	山形市	647	81	7	564	42		2	5									
10	福島市	660	113	13	543	21		4	5	1								
11	郡山市	810	113	24	694	32		3	3	2								
12	いわき市	627	162	39	460	28		5	19	2								
13	水戸市	643	50	3	593	26			4									
14	つくば市	412	17	3	384	111		11	17									
15	宇都宮市	939	131	8	787	20		21	16	3								
16	前橋市	621	110	10	507	27		4	2									
17	高崎市	447	75	13	371	34		1	12	2								
18	伊勢崎市	535	123	33	410	23 (1)		2	4									
19	太田市	460	102	22 (1)	357	35 (2)		1	7									
20	さいたま市	854	68	14	750	106		36	13									
21	川越市	358	39	8	319	81												
22	熊谷市	536	83	11	452	13		1	6									
23	川口市	309	20	3	289	37			9	6								
24	所沢市	156	19	4	134	19		3	4	1								
25	春日部市	305	20	2	285	14		2	1									
26	草加市	194	21	9	173	27			5									
27	越谷市	313	22	1	291	27			1									
28	千葉市	764	53	18	708	65		3	12									
29	市川市	406	86	12	318	22		2	12	1								
30	船橋市	470	98	4	362	20		10	6	2								
31	松戸市	318	37	11	279	27		2	6									
32	柏市	276	52		223			1	2									
33	市原市	459	90	25	366	17		3	24									
34	八王子市	538	23	1	507	74		8	7	6								
35	町田市	121	16	2	105	35												
36	横浜市	1,650	84	33	1,482	325		84	70	11								
37	川崎市	612	60	26	492	75		60	64	8								
38	相模原市	749	31	10	716	101		2	11									
39	横須賀市	98	15	10	73	42		10	8									
40	平塚市	310	14	5	293	78		3	11									
41	藤沢市	217	24	12	183	41		10	8	1								
42	小田原市	315	32	11	273	7		10	10									
43	茅ヶ崎市	94	9	4	80	18		5	8	1								
44	厚木市	263	10	3	249	50		4	6	2								
45	大和市	145	10	3	135	29			1									
46	新潟市	1,489	147	13	1,335	108		7	17	4								
47	長岡市	700	69	11	628	43		3	6	3								
48	上越市	921	104	19	814	19		3	17									
49	富山市	959	228	53	723	43		8	29	2								
50	金沢市	562	70	12	491	61		1	2									
51	福井市	390	105	12	278	22		7	6									
52	甲府市	430	57	19	373	65			3									
53	長野市	1,223	125	41	1,098	109												
54	松本市	625	52	12	570	55		3	5									
55	岐阜市	808	68	11	737	36		3	8									

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（3）

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数								瀬戸内海法上の特定事業場								
		特定事業場				有害物質貯蔵指定事業場				特定事業場				有害物質貯蔵指定事業場				
		総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	⑤第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	総 数	うち有害物質 貯蔵指定 施設のみ	総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	② うち有害 物質 使用 特定事業場	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	④ うち有害 物質 使用 特定事業場	総 数	うち有害物質 貯蔵指定 施設のみ	特定事業場	
56	静岡市	1,271	149	20	1,097	71	25	10	2									
57	浜松市	1,083	147	45	871	34	65	14	3									
58	沼津市	954	86	14	864	16	4	6	1									
59	富士市	695	154	16	523	12	18	11	1									
60	名古屋市	569	71	16	334	69	164	46	10									
61	豊橋市	751	95	21	645	32	11	7	1									
62	岡崎市	412	64	8	345	34	3	5										
63	一宮市	454	66	6	383	36	5	3										
64	春日井市	502	74	14	428	45		15										
65	豊田市	910	138	22	771	43	1	5										
66	四日市市	884	107	20	772	16	5	24	1									
67	大津市	349	40	11	304	30	5	4	1									
68	京都都市	912	10	4	781	74	121	20	2	20	18	2						
69	大阪市	850	12		56	29	782	86	21	12	12	6	2					
70	堺市	299	19		254	63	26	36	22	60	59	23	1					
71	岸和田市	182	7		170	38	5	5										
72	豊中市	91	2		71	21	18	11	2									
73	吹田市	85	2		56	18	27	5		6	5		1					
74	高槻市	152	5		136	23	11	3		8	8	1						
75	枚方市	271	41	18	230	36	5	17	17	4								
76	茨木市	93	1		83	31	9	4	1									
77	八尾市	314	5		287	56	22	4	2	6	6	1						
78	寝屋川市	118	1		112	22	5	2	2	1	1							
79	東大阪市	196	9		119	9	68	6	1	6	6	1						
80	神戸市	866	39		774	204	53	52	14	50	48	9	2					
81	姫路市	447	51		382	18	14	18	3	60	55	10	5	1				
82	尼崎市	102	4		55	10	43	31	6	23	17	10	6	5				
83	明石市	88	7		79	7	2	10	5	11	10	2	1					
84	西宮市	191	3		186	26	2	5	2	11	10	2	1					
85	加古川市	212	10		200	7	2	11	6									
86	宝塚市	96			96	7			6	6	6							
87	奈良市	330	19		308	19	3	1	24	21	4	3						
88	和歌山市	740	58	4	673	33	9	14	6	79	74	10	5					
89	鳥取市	552	72	4	476	32	4	2										
90	松江市	425	59	3	364	20	2											
91	岡山市	1,021	64		935	63	22	14	2	92	85	15	7	1				
92	倉敷市	814	20	1	794	34		14		124	115	33	9	2				
93	広島市	976	35		903	67	38	40	2	38	34	6	4					
94	吳市	589	29		557	41	3	2	2									
95	福山市	522	29		487	20	6	12	57	51	8	6						
96	下関市	609	28		573	6	8	7	44	42	13	2						
97	徳島市	717	66		644	14	7	6	51	46	9	5	1					
98	高松市	1,061	33		1,022	37	6	3	44	38	5	6	2					
99	松山市	668	32		627	46	9	5	66	63	10	3						
100	高知市	654	98	17	556	15												
101	北九州市	268	8		160	15	100	52	8	54	50	22	4					
102	福岡市	389	27	3	233	3	129	17	4									
103	久留米市	343	44	5	294	10	5	2	1									
104	佐賀市	445	59	7	386	25		7										
105	長崎市	759	50	3	706	27	3	2										
106	佐世保市	509	55	4	454	11		2										
107	熊本市	1,071	91	14	964	40	16	9										
108	大分市	1,258	56		1,200	90	2	18	2	57	50	20	7	1				
109	宮崎市	738	91	9	644	22	3	7	1									
110	鹿児島市	643	64	3	562	100	17	13	2									
111	那覇市	37	5	1	27	1	5											
政令市計		59,593	6,203	992 (1)	51,018	4,496 (3)	2,372	1,238	203	1,016	937	224	79	13				

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等（1）

	釜房 ダム 貯水池	八郎湖		霞ヶ浦				印旛沼			手賀沼		諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中海			穴道湖			児島湖			総数		
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	千葉県	茨城県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	松江市	島根県	松江市	岡山県	岡山市	倉敷市		
1								1	4	1						2							1					1	
1の2		27						9	1					1		1	1	1									32		
2		5						2								10		2	1								26		
3		10						9								1		10	1								33		
4		6						1	1							10	2		1								31		
5		9						7									1											18	
6								1									1											1	
7																													2
8		1																											1
9																													1
10		2						4			3					1	1	8					1		2				22
11									1									1										1	
12																													1
13																													1
14																													1
15																			4										11
16		2						2			1							1											7
17								3										1											1
18								1																					4
18の2								3			1																		
18の3																1		27	1										29
19																													
20																													
21																													
21の2																													
21の3								1																					5
21の4																		1	1	1									1
22																													4
23								1										2										3	
23の2																													
24																													
25																													
26								1																					1
27								1																					1
28								1																					1
29																													
30																													
31																													
32								3			1							1	5										1
33																													9
34																													
35																													
36																													
37																													
38																													
38の2																													
39																													
40																													
41																													
42																													
43																													
44																													
45																													
46																													
47											1							5	4									6	
																													7

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等（2）

	釜房 ダム 貯水池	八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼		手賀沼		諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中海		宍道湖		児島湖			総数															
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	千葉県	茨城県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	松江市	島根県	松江市	岡山県	岡山市	倉敷市											
48							1																					1										
49																																						
50																																						
51								2								1		1										4										
51の2																																						
51の3							1									1		3	1									1										
52																		6																				
53																		3										8										
54																		2										10										
55																													8									
56																			1										1									
57																			1										2									
58																			1										2									
59																			1										3									
60																																						
61																		2											6									
62																		4											4									
63																													21									
63の2																																						
63の3																																						
64																													16									
64の2																													75									
65																		13	1	5	1	3	1	1	1	1	1	17										
66																		8	1	1	2	3	2	1	1	1	1	3										
66の2																		3	1	1	2	3	2	1	1	1	1											
66の3		5	34						7	8	1							25	5				5	1	1	3	6	109										
66の4		1						2										6					1	1	1	1	7											
66の5		1						6										5					2	2	1	1	18											
66の6		1						13									5	1	1	2	3	2	2	1	2	4	2	62										
66の7								3										3					1				1	1										
66の8		15						2	1	2	1						4					1	2	3			3											
67		4						3										2					1	2				31										
68								3										4					1	1				4										
68の2								3										26	3				2					17										
69								3															1					3										
69の2																													2									
69の3																																						
70																																						
70の2																																						
71		17						1															3	2				1	25									
71の2		5						3										14	1				1	1				32										
71の3		3						1										2					1	1				7										
71の4		1						1										1					1	1				2										
71の5																													1									
71の6																													1									
72		9						79									37	8	5	7	6	16	2	7	11	9	43	14	6	13	11	447						
73		1						10									1	1	1	1	1	6	2	1	4	4	2	3	1	9	35							
74								1										3	1				1	1														
みなし指定地 物特定施設1																		12	5	1	1	2	13	10									22					
みなし指定地 物特定施設2		1	4					2	159	2	88	5	17	31				31	26		215	4		27	13	6	37	10	4	85	40	793						
湖沼特定 事業場数		7	173					2	388	13	182	18	28	47				36	68		640	39		56	38	25	111	32	17	122	67	2,109						
指定施設1			2															5	1	1	1	3	5										22					
指定施設2			2															48					1										49					
指定施設計			2															50	5	1	1	1	4	5									71					
準用指定地該		18	25															528	10	18	1	20	159	1				19	1	39	1	4	842					
総計		25	200															2	966	23	187	37	29	47	37	92	804	39		56	57	26	152	33	17	122	71	3,022

表4 特定事業場の上位10業種

順 位	業種・施設名	事 業 場 数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50 m <sup>3</sup> 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50 m <sup>3</sup> 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	63,476 (24%)	4,255	59,221
2	自動式車両洗浄施設(71)	30,842 (12%)	98	30,744
3	畜産農業(1の2)	27,399 (10%)	386	27,013
4	洗濯業(67)	21,671 (8%)	501	21,170
5	し尿処理施設(72)	11,633 (4%)	9,732	1,901
6	豆腐・煮豆製造業(17)	11,555 (4%)	281	11,274
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	10,139 (4%)	2,279	7,860
8	水産食料品製造業(3)	8,431 (3%)	676	7,755
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,886 (2%)	1,322	4,564
10	写真現像業(68)	5,727 (2%)	13	5,714
総 計		196,759 (74%)	19,543	177,216

- (注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。  
 2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。  
 3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番 号	業種・施設名	総数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数		③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	
			うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
1	鉱業・水洗炭業	(水) (瀬)	140 14 154	48 9 57	9 6 15	92 5 97
1 の 2	畜産農業	(水) (瀬)	27,391 8 27,399	378 8 386	10 10	27,013 27,013 17
2	畜産食料品製造業	(水) (瀬)	2,869 81 2,950	540 81 621	51 8 59	2,329 2,329 25
3	水産食料品製造業	(水) (瀬)	8,369 62 8,431	615 61 676	2 2	7,754 1 7,755
4	保存食料品製造業	(水) (瀬)	4,861 56 4,917	503 54 557	5 1 6	4,358 2 4,360
5	みそ・しょう油・グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水) (瀬)	3,316 27 3,343	152 26 178	7 1 8	3,164 1 3,165
6	小麦粉製造業	(水) (瀬)	11 11			11
7	砂糖製造業	(水) (瀬)	63 5 68	41 5 46	1 1	22 22
8	パン・菓子製造業	(水) (瀬)	1,088 21 1,109	40 21 61	1 1 1	1,048 1 1,048
9	米菓・こうじ製造業	(水) (瀬)	585 1 586	55 1 56		530 530
10	飲料製造業	(水) (瀬)	3,954 61 4,015	480 60 540	42 2 44	3,474 1 3,475
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水) (瀬)	542 5 547	82 5 87	3 3	460 460
12	動植物油脂製造業	(水) (瀬)	267 16 283	44 16 60	1 1 2	223 223 4
13	イースト製造業	(水) (瀬)	6 1 7	2 1 3		4 4
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水) (瀬)	95 4 99	64 4 68	1 1	31 31

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業種・施設名	総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数		③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	
			うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(水) (瀬)	33 2 35	12 2 14	21	
16	麺類製造業	(水) (瀬)	2,980 23 3,003	110 23 133	2,870 2,870	
17	豆腐・煮豆製造業	(水) (瀬)	11,518 37 11,555	245 36 281	11,273 1 11,274	
18	インスタントコーヒー製造業	(水) (瀬)	7 1 8	2 1 3	5 5	
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水) (瀬)	523 34 557	127 34 161	396 396	
18 の 3	たばこ製造業	(水) (瀬)	7 7	3 3	4 4	
19	紡績業・繊維製品製造業	(水) (瀬)	1,997 151 2,148	302 150 452	58 14 72	1,695 1 1,696
20	洗毛業	(水) (瀬)	17 17	3 3	1 1	14 14
21	化学繊維製造業	(水) (瀬)	27 17 44	21 17 38	8 9 17	6 6 6
21 の 2	一般製材業・木材チップ製造業	(水) (瀬)	136 136	7 7		129 129
21 の 3	合板製造業	(水) (瀬)	276 276	14 14		262 262
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水) (瀬)	19 1 20	2 1 3		17 1 17
22	木材薬品処理業	(水) (瀬)	346 346	9 9	7 7	337 337
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水) (瀬)	623 89 712	309 89 398	25 10 35	314 314 314
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水) (瀬)	1,619 4 1,623	27 4 31	9 3 12	1,592 232 1,592

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業種・施設名	総 数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数		③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
			② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)			
24	化学肥料製造業	(水) (瀬)	77 10 87	15 10 25	11 6 17	62	7
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水) (瀬)					
26	無機顔料製造業	(水) (瀬)	33 17 50	16 17 33	7 10 17	17	3
27	その他無機化学工業製品製造業	(水) (瀬)	417 78 495	148 78 226	86 45 131	269 269	96 96
28	アセチレン誘導品製造業	(水) (瀬)	37 3 40	10 3 13	1 1 1	27 27	3 3
29	コールタール製品製造業	(水) (瀬)	2 4 6			2	
30	発酵工業	(水) (瀬)	56 2 58	11 2 13	2 2 2	45 45	3 3
31	メタン誘導品製造業	(水) (瀬)	9 1 10	4 1 5	1 1 2	5 5	1 1
32	有機顔料・合成染料製造業	(水) (瀬)	42 8 50	16 8 24	10 4 14	26 26	8 8
33	合成樹脂製造業	(水) (瀬)	268 38 306	118 37 155	48 16 64	150 1 151	24 24
34	合成ゴム製造業	(水) (瀬)	16 2 18	8 2 10	6 1 7	8 8	3 3
35	有機ゴム薬品製造業	(水) (瀬)	11 4 15	6 4 10	5 1 6	5 5	
36	合成洗剤製造業	(水) (瀬)	16 2 18	4 2 6	2 1 3	12 12	4 4
37	その他石油化学工業	(水) (瀬)	68 30 98	29 30 59	20 19 39	39 39	9 9
38	石けん製造業	(水) (瀬)	27 3 30			27 27	

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業種・施設名	総数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数		③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
			うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
38 の 2	界面活性剤製造業	(水) (瀬)	3 3				3 3	
39	硬化油製造業	(水) (瀬)	6 6	1 1	1 1		5 5	
40	脂肪酸製造業	(水) (瀬)	10 1 11	1 1 2			9 9 1	
41	香料製造業	(水) (瀬)	49 2 51	12 2 14	4 4		37 37 7	
42	ゼラチン・にかわ製造業	(水) (瀬)	6 1 7	1 1 2			5 5	
43	写真感光材料製造業	(水) (瀬)	12 1 13	7 1 8	3 1 4		5 5 1	
44	天然樹脂製品製造業	(水) (瀬)	6 6	1 1			5 5	
45	木材化学工業	(水) (瀬)	2 2	1 1			1 1	
46	その他有機化学工業製品製造業	(水) (瀬)	431 50 481	164 48 212	90 17 107		267 2 269	62 1 63
47	医薬品製造業	(水) (瀬)	338 29 367	154 28 182	67 12 79		184 1 185	65 65
48	火薬製造業	(水) (瀬)	9 4 13	4 4 8	2 1 3		5 5 5	4 4 4
49	農薬製造業	(水) (瀬)	26 4 30	5 4 9	4 4 8		21 21 21	10 10 10
50	有害物質含有試薬製造業	(水) (瀬)	25 25	3 3	3 3		22 22	4 4
51 の 2	石油精製業	(水) (瀬)	30 15 45	16 15 31	7 6 13		14 14 14	1 1 1
	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(水) (瀬)	124 16 140	41 16 57	20 9 29		83 83 83	13 13 13

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業種・施設名	総数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数		②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
51 の 3	医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・糸ゴム・ゴムバンド(ラテックス成形型) 製造業	(水) (瀬) 14	4			10		
				4		10		
52	皮革製造業	(水) (瀬) 140 1 141	8 1 9	4		132	19	
				4		132	19	
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水) (瀬) 694 7 701	110 7 117	77 (1) 6 83 (1)		584	247	
				83 (1)		584	247	
54	セメント製品製造業	(水) (瀬) 2,434 12 2,446	54 9 63	8 2 10		2,380 3 2,383	83 2 85	
				10		2,383	85	
55	生コンクリート製造業	(水) (瀬) 4,988 15 5,003	378 14 392	8 2 10		4,610 1 4,611	181 181	
				10		4,611	181	
56	有機質砂かべ材製造業	(水) (瀬) 23 23				23	6	
						23	6	
57	人造黒鉛電極製造業	(水) (瀬) 8 1 9	7 1 8	1 1 1		1		
				1		1		
58	窯業原料精製業	(水) (瀬) 751 5 756	66 5 71	24 3 27		685	47	
				27		685	47	
59	碎石業	(水) (瀬) 785 12 797	78 10 88			707 2 709	11 11	
						709	11	
60	砂利採取業	(水) (瀬) 1,671 10 1,681	165 8 173			1,506 2 1,508	4 4	
						1,508	4	
61	鉄鋼業	(水) (瀬) 288 44 332	86 44 130	34 24 58		202	11	
				58		202	11	
62	非鉄金属製造業	(水) (瀬) 253 19 272	71 18 89	53 14 67		182 1 183	69 69	
				67		183	69	
63 の 2	自動式洗びん施設	(水) (瀬) 42 2 44	6 1 7			36 1 37		
						37		
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水) (瀬) 30 16 46	29 16 45	5 8 13		1		
				13		1		

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号番号	業種・施設名	総数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数		③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	
			うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
64	ガス供給業・コークス製造業	(水) (瀬) 19	14	5	1	9
			5	3	3	2
			8	4	11	
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水) (瀬) 775	719	262	18	457
			56	44	4	12
			306	22	469	17
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水) (瀬) 5,886	5,708	1,155	746	4,553
			178	167	105	11
			5,886	1,322	851	4,564
66	電気めつき施設	(水) (瀬) 1,731	1,699	472	427	1,227
			32	30	25	2
			1,731	502	452	1,229
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサンの混合施設	(水) (瀬) 1,202	1,182	69	2	1,113
			20	13	7	4
			1,202	82	2	1,120
66 の 3	旅館業	(水) (瀬) 63,476	63,040	3,880	47	59,160
			436	375	2	61
			63,476	4,255	49	59,221
66 の 4	共同調理場	(水) (瀬) 1,100	1,064	239		825
			36	34		2
			1,100	273		827
66 の 5	弁当仕出屋・弁当製造業	(水) (瀬) 1,170	1,118	297		821
			52	48		4
			1,170	345		825
66 の 6	飲食店	(水) (瀬) 2,989	2,719	767	11	1,952
			270	224	1	46
			2,989	991	12	1,998
66 の 7	そば店・うどん店 ・すし店・喫茶店	(水) (瀬) 47	45	7		38
			2	2		
			47	9		38
66 の 8	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水) (瀬) 45	45	2		43
			45	2		43
67	洗濯業	(水) (瀬) 21,671	21,620	452	59	21,168
			51	49	3	2
			21,671	501	62	21,170
68	写真現像業	(水) (瀬) 5,727	5,719	9	6	5,710
			8	4	2	1
			5,727	13	8	5,714
68 の 2	病院	(水) (瀬) 954	859	365	71	494
			95	94	10	1
			954	459	81	495
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水) (瀬) 212	202	117	3	85
			10	10	3	85
			212	127	3	85

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号番号	業種・施設名	総数	① 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数		③ 平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数		
			うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
69 の 2	中央卸売市場	(水) (瀬)	30 3 33	8 3 11		22	
						22	
69 の 3	地方卸売市場	(水) (瀬)	103 3 106	45 3 48	2 2	58 58	
70	廃油処理施設	(水) (瀬)	21 3 24	3 3 6		18	
						18	
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水) (瀬)	771 4 775	5 2 7		766 2 768	
						6 6	
71	自動式車両洗浄施設	(水) (瀬)	30,830 12 30,842	87 11 98	1 1 2	30,743 1 30,744	
						114 114	
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・検査を行う事業場	(水) (瀬)	4,767 86 4,853	428 66 494	256 35 291	4,339 20 4,359	
						2,314 (2) 14 2,328 (2)	
71 の 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	(水) (瀬)	1,002 11 1,013	66 9 75	12 3 15	936 2 938	
						93 93	
71 の 4	産業廃棄物処理施設	(水) (瀬)	472 11 483	80 10 90	23 5 28	392 1 393	
						64 64	
71 の 5	トリクロロエチレン等による洗浄施設 (前各号に該当するものを除く)	(水) (瀬)	1,090 34 1,124	56 34 90	55 5 60	1,034 1,034 1,034	
						1,000 (3) 1,000 (3)	
71 の 6	トリクロロエチレン等の蒸留施設 (前各号に該当するものを除く)	(水) (瀬)	51 1 52	7 1 8	7 1 8	44 44 44	
						42 42	
72	し尿処理施設	(水) (瀬)	10,905 728 11,633	9,033 699 9,732	120 16 136	1,872 29 1,901	
						35 35	
73	下水道終末処理施設	(水) (瀬)	2,182 2,182	2,124 2,124	196 196	58 58	
74	特定事業場からの排水処理施設	(水) (瀬)	648 44 692	289 43 332	54 12 66	359 1 360	
						53 53	
-	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)		10,139	2,279	6	7,860	
			10,139	2,279	6	7,860	
						6	
合計		(水) (瀬)	259,162 3,444 262,606	29,179 3,202 32,381	3,275 (2) 538 3,813 (2)	229,983 242 230,225	
						11,177 (5) 30 11,207 (5)	

- (注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。  
 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。  
 3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表6 届出関係、計画変更命令等（1）

水質汚濁防止法

	第1項	第2項	第5条の届出			第7条 届出	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項 届出	第10条 届出			第11条 届出			
			第3項		計		第5条 関係	第7条 関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計				
			有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設													
1	北海道	85		5	5	95	100			4	212	113	325	39			
2	青森県	25	1	1	11	26	34				55	15	70	11			
3	岩手県	135		3	3	150	67			4	82	95	177	17			
4	宮城县	110		5	5	115	152			5	164	232	396	33			
5	秋田県	68		1	3	72	37			1	104	99	203	35			
6	山形県	84		1	2	87	91			1	78	61	139	21			
7	福島県	83			6	89	54				89	55	144	7			
8	茨城県	202		10	18	230	190			18	266	202	468	32			
9	栃木県	126		3	8	137	117			6	100	122	222	27			
10	群馬県	62		3	1	66	33			1	79	55	134	15			
11	埼玉県	181		10	17	208	171			22	204	225	429	40			
12	千葉県	171			4	175	119			11	253	126	379	27			
13	東京都	79		15	9	103	72			81	146	133	279	13			
14	神奈川県	64			1	65	63			3	79	51	130	7			
15	新潟県	84		1	4	89	113			8	129	137	266	52			
16	富山县	60			3	63	42			6	49	54	103	11			
17	石川県	34			4	38	52			3	60	46	106	21			
18	福井県	45		1	5	51	33			4	51	45	96	3			
19	山梨県	87		4	10	101	45				116	183	299	71			
20	長野県	118			5	123	103				141	100	241	32			
21	岐阜県	114			15	129	55				144	85	229	25			
22	静岡県	106		5	16	127	110			4	140	87	227	28			
23	愛知県	291		1	17	309	274				419	389	808	65			
24	三重県	122				122	136			5	147	209	356	57			
25	滋賀県	170		1	6	177	184			6	126	109	235	12			
26	京都府	79			1	80	40			5	97	91	188	39			
27	大阪府	75		9	6	90	102			25	89	133	222	18			
28	兵庫県	60			7	67	81			4	105	90	195	12			
29	奈良県	18		1		19	3			1	13	24	37	10			
30	和歌山县	74			1	74	19				41	39	80	14			
31	鳥取県	31				31	23			2	41	21	62	13			
32	島根県	49		5		54	27				35	59	94	18			
33	岡山県	62			6	68	32			6	84	229	313	36			
34	広島県	67		1	2	70	36				72	68	140	28			
35	山口県	22		1	11	34	54				63	39	102	14			
36	徳島県	20			2	22	2				22	16	38	6			
37	香川県	43		1	2	46	27				79	63	142	30			
38	愛媛県	29			8	37	28			3	53	72	125	15			
39	高知県	44		1	1	46	32				44	56	100	22			
40	福岡県	96		3	13	112	69			2	144	147	291	44			
41	佐賀県	61			7	68	49			1	67	48	115	7			
42	長崎県	189		1		190	75				96	58	154	33			
43	熊本県	66		3	2	71	46			5	94	54	148	13			
44	大分県	79			1	80	22				30	81	111	37			
45	宮崎県	80			1	81	57			1	76	63	139	14			
46	鹿児島県	81				81	50				99	48	147	15			
47	沖縄県	45			1	46	5				29	8	37	14			
都道府県計			4,076	2	98	238	4,414	3,326			252	4,906	4,535	9,441	1,153		
政令市計			1,950	3	157	130	2,240	1,680			196	2,762	2,360	5,069	399		
合計			6,026	5	255	368	6,654	5,006			448	7,668	6,895	14,510	1,552		

表6 届出関係、計画変更命令等（2）

水質汚濁防止法

	第1項	第2項	第5条の届出			第7条 届出	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項 届出	第10条 届出			第11条 届出			
			第3項		計		第5条 関係	第7条 関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計				
			有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設													
1	札幌市	2			9		11	5			8	17	9	26	2		
2	函館市	1					1	1			1	8	4	12	4		
3	旭川市	5					5	5				12	6	18	1		
4	青森市	7					7	11				24	10	34	1		
5	八戸市	9			1		10	5				23	9	32	1		
6	盛岡市	11					11	4				34	6	40			
7	仙台市	16					16	48				76	14	90	11		
8	秋田市	13			1	1	15	14				24	16	40	3		
9	山形市	13					13	7				15	7	22	1		
10	福島市	4					1	5	6			18	9	27	1		
11	郡山市	17					2	19	12			31	19	50	5		
12	いわき市	55			1	6	62	34				66	80	146	22		
13	水戸市	11					1	12				6	7	13	1		
14	つくば市	76			3	1	80	62				7	36	88	6		
15	宇都宮市	15					15	7				3	17	35	7		
16	前橋市	14			1	1	16	4				23	16	39	5		
17	高崎市	23				1	1	25	7			31	34	65	8		
18	伊勢崎市	14					1	15	20				11	21	32		
19	太田市	19					5	26	9			9	22	31	1		
20	さいたま市	18			2		18	17				2	41	25	66		
21	川越市	3					3	30				31	6	37	6		
22	熊谷市	11					1	12	4			24	51	75			
23	川口市	7					1	8	2			7	4	11			
24	所沢市	8						8	4			10	9	19	2		
25	春日部市	5						5	2			8	1	9	2		
26	草加市	5					5	1				2	11	13			
27	越谷市	14						14				8	16	24	2		
28	千葉市	33				3	36	24				5	39	52	14		
29	市川市	8						8	8				27	18	45		
30	船橋市	18			1	1	20	17				4	60	16	3		
31	松戸市	4					4	2				2	32	12	44		
32	柏原市	24						24	2			2	14	9	23		
33	市原市	16					5	21	26			1	48	16	64		
34	八王子市	27			2	1	30	13				1	40	38	5		
35	町田市	12						12	4				20	8	1		
36	横浜市	106			10	5	121	104					95	105	200		
37	川崎市	52			19	9	80	55					64	51	115		
38	相模原市	21				3	24	25				2	45	27	72		
39	横須賀市	4					4	5				2	10	9	19		
40	平塚市	31				1	32	21				1	30	34	1		
41	藤沢市	22			1		23	20				2	20	13	33		
42	小田原市	9				2	11	3					11	8	19		
43	茅ヶ崎市	3						3					5	7	12		
44	厚木市	14			2	1	17	16				1	10	12	22		
45	大和市	5					5	4				6	7	13			
46	新潟市	31					31	26				1	37	20	57		
47	長岡市	11						11	11				18	4	22		
48	上越市	14						14	11				9	9	18		
49	富山市	39			2	6	47	21					23	25	48		
50	金沢市	18						18	6				19	10	29		
51	福井市	15					15	9					21	14	35		
52	甲府市	7						9	4				5	3	8		
53	長野市	18			2		22	28					22	12	34		
54	松本市	13						13	17				27	14	41		
55	岐阜市	21			1	2	24	5					42	71	113		

表6 届出関係、計画変更命令等（3）

水質汚濁防止法

	第1項	第2項	第5条の届出			第7条 届出	第8条に基づく 規制変更命令等			第6条 第1項 届出	第10条 届出			第11条 届出			
			第3項		計		第5条 関係	第7条 関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計				
			有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設													
56	静岡市	18			1	19	15			3	31	17	48	4			
57	浜松市	22			2	1	25	35		6	63	72	135	8			
58	沼津市	14					14	12		2	8	7	15	2			
59	富士市	24			3	1	28	41			31	19	50	1			
60	名古屋市	34			3	1	38	75		14	33	18	51	4			
61	豊橋市	14					14	13				35	15	50	3		
62	岡崎市	44			1		45	21				40	24	64	2		
63	一宮市	17					17	4				38	21	59	7		
64	春日井市	19				2	21	35				53	41	94	6		
65	豊田市	76			1	2	79	75				47	79	126	4		
66	四日市市	26				1	27	51				23	20	43	2		
67	大津市	7					7	10				17	11	28	4		
68	京都府	32			13	4	49	21				4	33	46	10		
69	大阪市	7			28	7	42	52				57	48	104	10		
70	堺市	8				2	10	12				2	22	14	1		
71	岸和田市	7				1	2	10	2				13	8	21	7	
72	豊中市	7				1		8	2				20	15	35	3	
73	吹田市	42				3		45	28				8	25	33	4	
74	高槻市	9				1		10	3				2	6	12	1	
75	枚方市	15						15	10				2	18	32	9	
76	茨木市	11			1		12	3				1	17	21	38	1	
77	八尾市	4					4	4				1	9	7	16	5	
78	寝屋川市	6			2		8	4					4	6	10	1	
79	東大阪市	8			2		2					1					
80	神戸市	83			5	7	95	21				2	92	197	289	16	
81	姫路市	18				1	19	20					17	12	29	2	
82	尼崎市	7			3	6	16	19				13	18	16	34	2	
83	明石市	8				4	12	12				1	14	9	23		
84	西宮市	8					8	2					13	10	23	1	
85	加古川市	5				2	7	2					20	8	28	2	
86	宝塚市	2				1	2						8	2	10		
87	奈良市	9				1	10	3					19	12	31	2	
88	和歌山市	14			1	4	19	2					15	13	28	4	
89	鳥取市	7				1	8	3					13	3	16		
90	松江市	2				1	3	23					13	5	18	1	
91	岡山市	41			2	1	44	21				3	60	31	91	5	
92	倉敷市	14				1	15	24				3	36	69	105	5	
93	広島市	16			2	3	21	19				5	20	30	50	2	
94	呉市	14					14	1					7	8	15	5	
95	福山市	18				1	19	10					20	15	35	4	
96	下関市	2				2	4	7				2	5	4	9	1	
97	徳島市	7				1	8	4					20	12	32	1	
98	高松市	16			1		17	6				1	36	19	55	3	
99	松山市	7				1	8	13				1	13	8	21	1	
100	高知市	3		1			4	1					8	5	13	3	
101	北九州市	13			5	2	20	16				5	29	17	46	7	
102	福岡市	1			3		4	7				12	19	17	36	3	
103	久留米市	4			3		7	3					10	3	13		
104	佐賀市	27					27	18					29	24		13	
105	長崎市	13			3		16	18					24	9	33	1	
106	佐世保市	17					17	2				1	27	31	58	1	
107	熊本市	28			1		29	10				4	23	22	45	7	
108	大分市	30				1	31	19				2	63	13	76	9	
109	宮崎市	21			2		23	14					19	12	31	1	
110	鹿児島市	39			5	3	47	24					22	16	38	3	
111	那覇市	1					1					2	2	4	6		
政令市計			1,950	3	157	130	2,240	1,680				196	2,762	2,360	5,069	399	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(1)

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査(第22条第1項)												
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 域	地下水	星間 立入	(うち第 5条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	夜間 立入	(うち第 5条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	計	(うち第 5条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	うち、海 岸上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの		
													(うち第 5条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の									
1 北 海 道	青 森 県	1			3							845	24				845	24					
2 青 森 県												403	4				403	4					
3 岩 手 県	宮 城 県											656	187				656	187					
4 宫 城 県	秋 田 県											722	195				722	195					
5 秋 田 県												802	25				802	25					
6 山 形 県	福 島 県	1										273	104				273	104					
7 福 島 県												341	33				341	33					
8 茨 城 県	栃 木 県											710	193				710	193					
9 栃 木 県	群 馬 県											525	307				525	307					
10 群 馬 県												241	82				241	82					
11 埼 玉 県	千 叶 県											1,803	656				1,803	656					
12 千 叶 県	東 京 都											873	177				873	177					
13 東 京 都	神 奈 川 県											708	377				708	377					
14 神 奈 川 県	新潟 県											275	66				275	66					
15 新潟 県												523	207	7			530	207					
16 富 山 県	石 川 県											189					189						
17 石 川 県	福 井 県											356	80				356	80					
18 福 井 県	福 岐 県											329	98				329	98					
19 福 岐 県	山 梨 県											654	267	5			659	267					
20 山 梨 県	長 野 県											1,249	160				1,249	160					
21 岐 阜 順 県	静 岡 県											960	275				960	275					
22 静 岡 県	愛 知 県											614	84	20			634	84					
23 愛 知 県	三 重 県											2,699	597	175			2,699	597	175				
24 三 重 県	滋 賀 県											571	217				571	217					
25 滋 賀 県												348	65				348	65					
26 京 都 府	大 阪 府											428	204				428	204	166				
27 大 阪 府	兵 庫 県											1,215	469				1,215	469	247				
28 兵 庫 県	奈 良 県											523	22				523	22	117				
29 奈 良 県	和 歌 山 県											175	17				175	17	75				
30 和 歌 山 県												271	9				271	9					
31 鳥 取 県	島 根 県											185	13	35			185	13	35				
32 島 根 県	岡 山 県											215	36				215	36					
33 岡 山 県	広 島 県											492	147				492	147	176				
34 広 島 県	山 口 県											680	98				680	98	20				
35 山 口 県												522	97				522	97	242				
36 德 島 県	香 川 県	1										256	75				256	75	105				
37 香 巴 県	愛媛 県											432	36				432	36	170				
38 愛媛 県	高 知 県											324	22				324	22	115				
39 高 知 県	福 岡 県											286	17				286	17					
40 福 岡 県												482	59				482	59	27				
41 佐賀 県	長崎 県											366	113				366	113					
42 長崎 県	熊本 県											1,021	2	2			1,021	2					
43 熊本 県	大分 県											258	111				260	111					
44 大分 県	宫崎 県											534	6	9			534	6	9	8			
45 宫崎 県												632	86				632	86					
46 鹿児島 県	沖縄 県	1										266	23				266	23					
47 沖縄 県												149	1	9			149	1	9				
都道府県計		4			3							27,381	619	5,754	34		27,415	619	5,754	1,468			
政令市計		4										13,219		2,780	476		16	13,695		2,796	2,079		
合 計		8			3							40,600	619	8,534	510		16	41,110	619	8,550	3,547		

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（2）

## 水質汚濁防止法

		行政指導															
		公共用水域						地下水									
		指導件数			指導内容			指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	浸透の一時停止	地下水の浄化	未然防止措置関係	その他	合計
1	北海道	25	102	127	50	1	76	127		7	7					7	7
2	青森県	49	59	108	17		102	119									
3	岩手県	35	15	50	26		24	50								10	2
4	宮城県	64	28	92	31		67	98	2	10	12						12
5	秋田県	28	160	188	24		164	188									
6	山形県	35	128	163	23		149	172									
7	福島県	36	119	155	84		100	184									
8	茨城県	78	218	296	76	1	222	299									
9	栃木県	217	5	222	78		313	391									
10	群馬県	18	126	144	45		99	144									
11	埼玉県	95	383	478	241		247	488	71	400	471					471	471
12	千葉県	84	314	398	74		324	398		13	13					13	13
13	東京都	4	119	123	4		119	123		219	219					207	232
14	神奈川県	5	7	12	2		11	13									
15	新潟県	21	20	41	21		20	41									
16	富山县		1	1	1			1									
17	石川県	16		16			16	16									
18	福井県	3	17	20			20	20		14	14					14	14
19	山梨県	35	223	258	50		210	260	2	110	112	1				107	112
20	長野県	138	65	203	60		158	218									
21	岐阜県	17		17	17			17									
22	静岡県	19	31	50	16		34	50									
23	愛知県	83	813	896	73		824	897									
24	三重県	39	218	257	19	5	233	257									
25	滋賀県	100	13	113			113	113									
26	京都府	23		23	23			23									
27	大阪府	83	205	288	126		167	293	2	168	170	9				139	171
28	兵庫県	9	3	12	10		2	12									
29	奈良県	5		5	5			5									
30	和歌山县	12	88	100	12	5	88	105									
31	鳥取県	14	4	18	14		4	18									
32	島根県	49		49	13		37	50								51	48
33	岡山県	26	66	92	15		77	92	1	98	99						99
34	広島県	70		70	18		52	70		20	20	20					20
35	山口県	22	23	45	45		45										
36	徳島県	4		4	4			4									
37	香川県	77	72	149	31		118	149	5	2	7					7	7
38	愛媛県	4	15	19	3		16	19									
39	高知県	9	38	47	10		41	51									
40	福岡県	27		27	9		18	27									
41	佐賀県	15	79	94	20		74	94									
42	長崎県	13	38	51	16	4	38	58									
43	熊本県	15	27	42	12		30	42									
44	大分県	17	32	49	26		28	54									
45	宮崎県	37	19	56	45		11	56									
46	鹿児島県	12		12	12			12									
47	沖縄県	13	68	81	28		56	84									
都道府県計		1,800	3,961	5,761	1,529	16	4,502	6,047	83	1,061	1,144	30				1019	109
政令市計		756	1,020	1,776	663	4	1,149	1,816	33	158	191	1				99	76
合 計		2,556	4,981	7,537	2,192	20	5,651	7,863	116	1,219	1,335	31				1118	185
																1,349	

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（3）

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査(第22条第1項)											
												立入検査事業場数											
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	昼間 立人	(うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の)	夜間 立人	(うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の)	計	(うち第 5条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の)	うち海 洋法上の特 定施設を設 置する工 場・事業場 に係るもの)		
1	札幌市											91		46						91		46	
2	函館市											47		17						47		17	
3	旭川市											41								41			
4	青森市											80		5						80		5	
5	八戸市											85		2						85		2	
6	盛岡市											76		20						76		20	
7	仙台市											130		18		8				130		18	
8	秋田市											81								89			
9	山形市											45		18						45		18	
10	福島市											88		4						88		4	
11	郡山市											72		34						72		34	
12	いわき市											96								96			
13	水戸市											20		10						20		10	
14	つくば市											21		10						21		10	
15	宇都宮市											75		24						75		24	
16	前橋市											113								113			
17	高崎市											184		89						184		89	
18	伊勢崎市											59		41						59		41	
19	太田市											46		18						46		18	
20	さいたま市											270		74						270		74	
21	川越市											356		166						356		166	
22	熊谷市											113		23						113		23	
23	川口市											120		22						120		22	
24	所沢市											112		38						112		38	
25	春日部市											58		9						58		9	
26	草加市											44		17						44		17	
27	越谷市											193		78						193		78	
28	千葉市											133		22						133		22	
29	川崎市											119								119			
30	船橋市	1										207								207			
31	松戸市											78								78			
32	柏原市											58								58			
33	八王子市	1										119				1				120			
34	町田市											49								49			
35	横浜市											59		32						59		32	
36	川崎市											459		12						459		12	
37	相模原市											313		98	4					317		98	
38	横須賀市											125		25						125		25	
39	平塚市											68		48	4		4		72		52		
40	藤沢市											128		96						128		96	
41	小田原市											133		13						133		13	
42	茅ヶ崎市											32		8						32			
43	厚木市											55		3						55		8	
44	大和市											12								12		3	
45	新潟市											36								36			
46	長岡市											211				4				215			
47	上越市											57				1				58			
48	富山市											104		13						104		13	
49	金沢市											202		5						202		5	
50												163		59	5		1		168		60		
51	福井市											99				4				103			
52	甲府市											14				4				14		4	
53	長野市											108				7				108		7	
54	松本市											112		54	3					115		54	
55	岐阜市											174		60	2					176		60	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(4)

## 水質汚濁防止法

		行政指導															
		公共用水域							地下水								
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容					
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	浸透の一時停止	地下水の浄化	未然防止措置関係	その他	合計
1	札幌市	1		1			1	1									
2	函館市	2		2	2			2									
3	旭川市	2		2	2			2									
4	青森市	10	77	87	15		72	87									
5	八戸市																
6	盛岡市	18	4	22	1		21	22									
7	仙台市	11		11	11			11									
8	秋田市	3		3	3			3									
9	山形市	1	11	12	1		21	22									
10	福島市	6		6	6			6									
11	郡山市	1	2	3	3			3		1	1					1	1
12	いわき市	17		17	14		3	17									
13	水戸市		1	1	1			1									
14	つくば市	5		5	3		2	5	7	2	9				7	2	9
15	宇都宮市		1	1	1			1									
16	前橋市	13		13	13			13									
17	高崎市	6		6	6			6									
18	伊勢崎市	19	7	26	25		1	26									
19	太田市		13	13	6		7	13									
20	さいたま市	14		14	14			14									
21	川越市	26		26	26			26									
22	熊谷市	13	18	31	13		18	31									
23	川口市	15		15			15	15									
24	所沢市	9	8	17			17	17	6	16	22				22		22
25	春日部市	9		9	9			9									
26	草加市	3	8	11	6		5	11									
27	越谷市	34	1	35	4		31	35									
28	千葉市	3		3	3			3									
29	市川市	15		15	15			15									
30	船橋市	26		26			26	26									
31	松戸市	10	2	12	12		4	12									
32	柏市	5		5	1			5									
33	市原市	9	3	12	12		1	12									
34	八王子市	3		3	2		1	3									
35	町田市	5	1	6			6	6									
36	横浜市	4	270	274	4		270	274	65	65				15	50	65	
37	川崎市	7	8	15	7		8	15	13	13				7	13	13	
38	相模原市		16	16	3		13	16	7	7							7
39	横須賀市	1		1	1			1									
40	平塚市	6		6			6	6									
41	藤沢市	3	3	6	5	1	1	7									
42	小田原市			1	1	2	2	1							1		1
43	茅ヶ崎市																
44	厚木市																
45	大和市	2		2				4									
46	新潟市	11		11	1		10	11									
47	長岡市	3		3			3	3									
48	上越市	4	5	9	4		5	9									
49	富山市	11		11	11			11									
50	金沢市	8		8			8	8									
51	福井市	8	6	14	12		2	14									
52	甲府市		7	7			7	7									
53	長野市	6	6	12	12												
54	松本市	4	23	27	4		23	27	31	31					31		31
55	岐阜市	10		10	10			10									

(注)1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査(第22条第1項)											
												立入検査事業場数											
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 域	地下水	昼間 立入	(うち第 5条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	夜間 立入	(うち第 5条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	計	(うち第 5条第2項 に係るも の)	うち、地 下水汚染 未然防止 に係るも の	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する事業 場に係るもの		
56	静岡市											61		12					61		12		
57	浜松市											112		59					112		59		
58	沼津市											44		15					45		15		
59	富士市											196		54					238		54		
60	名古屋市											348		152					362		152		
61	豊橋市											117							117				
62	岡崎市											97		28					97		28		
63	一宮市											186							186				
64	春日井市											140		32					144		34		
65	豊田市											147		68					147		68		
66	四日市市											86							86				
67	大津市											58							58				
68	京都府											106		66					106		66	15	
69	大阪市											179		37					201		37	71	
70	堺市											188		33					188		33	95	
71	岸和田市											73		42					73		42	14	
72	豊中市											48		14					48		14		
73	吹田市											106		70					106		70	18	
74	高槻市											65		27					69		29	28	
75	枚方市											123		16					123		16	35	
76	茨木市											47		25					49		25	13	
77	八尾市											162		12					162		12	17	
78	寝屋川市											30		13					30		13		
79	東大阪市											164		12					164		12		
80	神戸市											671		80					671		80	78	
81	姫路市											192		47					196		47	75	
82	尼崎市											374		127					374		127	163	
83	明石市											141		28					141		28	69	
84	西宮市											89							89		42		
85	加古川市											119		1					119		1	89	
86	宝塚市											10		2					10		2		
87	奈良市											58		15					58		15	27	
88	和歌山市											203				257			460			374	
89	鳥取市											15		2					15		2		
90	松江市											5		1					5		1		
91	岡山市											159		12					159		12	79	
92	倉敷市											371		26					417		26	311	
93	広島市											191		21					191		21	46	
94	呉市											108		18					117		20	53	
95	福山市											92		47					97		52	61	
96	下関市											73							81				
97	徳島市											126		34					126		34	60	
98	高松市											100							100			42	
99	松山市											94							101			43	
100	高知市											25							25				
101	北九州市											150		28					154		28	124	
102	福岡市											64		25					64		25		
103	久留米市											50		5					50		5		
104	佐賀市											60		22					60		22		
105	長崎市											42							42				
106	佐世保市											65		7					65		7		
107	熊本市											72		16					72		16		
108	大分市											240		30					251		30	37	
109	宮崎市											33		5					33		5		
110	鹿児島市	2										201		52					201		52		
111	那覇市																						
	政令市計	4										13,219		2,780		476			16	13,695		2,796	2,079

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(6)

## 水質汚濁防止法

	行政指導																
	公共用水域							地下水									
	指導件数			指導内容				指導件数			指導内容						
	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	浸透の一時停止	地下水の浄化	未然防止措置関係	その他	合計	
56	静岡市	8	15	23	3		20	23									
57	浜松市	5	71	76	5		71	76									
58	沼津市	4	3	7	4		3	7									
59	富士市	8		8	1		29	30									
60	名古屋市	2	9	11	5	1	5	11	1	1	2			1	1	2	
61	豊橋市	15	49	64	64			64									
62	岡崎市	22	6	28	24		4	28									
63	一宮市	6	12	18	6		12	18									
64	春日井市	21	33	54	15		39	54									
65	豊田市	15	45	60	26		34	60									
66	四日市市	1	4	5			5	5									
67	大津市			6	5		1	6									
68	京都都市	6		4	4												
69	大阪市	3	1														
70	堺市																
71	岸和田市	7	16	23	7		16	23									
72	豊中市			6	6		6	6									
73	吹田市	3	22	25	9		19	28									
74	高槻市	10	2	12			12	12									
75	枚方市																
76	茨木市		28	28	5		23	28									
77	八尾市	70		70	70		2	72									
78	寝屋川市						87	87									
79	東大阪市	7	80	87													
80	神戸市	6	17	23	23			23									
81	姫路市		2	2			2	2									
82	尼崎市		4	4			4	4									
83	明石市	1	1				1	1									
84	西宮市	4	4	1			3	4									
85	加古川市	1	13	14	4		10	14									
86	宝塚市																
87	奈良市		2	2			2	2									
88	和歌山市	8		8	1		7	8									
89	鳥取市	1		1	1			1									
90	松江市																
91	岡山市	21	2	23	1		22	23									
92	倉敷市	25		25	7		18	25									
93	広島市	2		2	2			2									
94	呉市	2		2	2			2									
95	福山市	6		6	6			6									
96	下関市	4		4	4			4									
97	徳島市	2	3	5	5			5									
98	高松市	12		12	12			12									
99	松山市	9	1	10			10	10									
100	高知市																
101	北九州市	9		9	2		7	9									
102	福岡市																
103	久留米市	4	13	17	1		16	17									
104	佐賀市	2	27	29	6		23	29									
105	長崎市		2	2	2			2									
106	佐世保市	7		7			7	7									
107	熊本市	3	7	10	2		8	10									
108	大分市	2		2	2			2									
109	宮崎市	1	1	2	1		1	2									
110	鹿児島市	19		19	17		2	19									
111	那覇市		12	12	2		10	12									
政令市計		756	1,020	1,776	663	41	1,149	1,816	33	158	191	1		15	99	76	191

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
水産食料品製造業（3）	1	pH、T-P
保存食料品製造業（4）	1	BOD、SS、大腸菌群数
動物系飼料・有機質肥料製造業（11）	1	BOD
めん類製造業（16）	1	BOD、SS
冷凍調理食品製造業（18の2）	1	BOD、SS
碎石業（59）	1	pH
非鉄金属製造業（62）	1	カドミウム
金属製品・機械器具製造業（63）	1	pH、COD

(注)

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表7において件数が0のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

## 水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)	
				第1項		第2項		第3項		第4項			
				公共用 域	地下水	公共用 域	地下水	公共用 域	地下水	応急措置 命令			
1 北海道				2				17	6				
2 青森県				2				10	1				
3 岩手県				3				1					
4 宮城县													
5 秋田県													
6 山形県				6				19					
7 福島県				1				5					
8 茨城県				4				2					
9 柏木県				3		1	2			1			
10 群馬県													
11 埼玉県				11				2					
12 千葉県				2		1		4					
13 東京都								2					
14 神奈川県						1		17	2				
15 新潟県													
16 富山県				1		1		3					
17 石川県	1			6				3					
18 福井県				3				3					
19 山梨県				5				1					
20 長野県				1				7					
21 岐阜県				15				13					
22 静岡県				2	3			2					
23 愛知県	1			23				10					
24 三重県				3				6		3			
25 滋賀県				14				5					
26 京都府				1	1	1							
27 大阪府				6				4		3			
28 兵庫県				3	1			3					
29 奈良県				2									
30 和歌山县													
31 鳥取県													
32 島根県													
33 岡山県				5				4		1			
34 広島県				1				4					
35 山口県				1				4					
36 徳島県								2					
37 香川県				3				2					
38 愛媛県				5				2					
39 高知県				7				5					
40 福岡県													
41 佐賀県				4				10					
42 長崎県				2				3		1			
43 熊本県				3				3					
44 大分県				7									
45 宮崎県													
46 鹿児島県				3				5					
47 沖縄県				3									
都道府県計	2			163	5	7	1	175	19				
政令市計	2			89	2	6		66	24				
合計	4			252	7	13	1	241	43				

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)	
				第1項		第2項		第3項		第4項			
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令			
1	札幌市									16			
2	函館市								2				
3	旭川市								2				
4	青森市												
5	八戸市												
6	盛岡市												
7	仙台市												
8	秋田市				1					1			
9	山形市				1					1			
10	福島市									1			
11	郡山市												
12	いわき市												
13	水戸市												
14	つくば市												
15	宇都宮市				2								
16	前橋市												
17	高崎市												
18	伊勢崎市				1								
19	太田市												
20	さいたま市												
21	川越市				2								
22	熊谷市												
23	川口市												
24	所沢市				1					1			
25	春日部市												
26	草加市												
27	越谷市												
28	千葉市									1			
29	市川市									2			
30	船橋市												
31	松戸市												
32	柏市												
33	市原市				1								
34	八王子市												
35	町田市												
36	横浜市				9	1				1			
37	川崎市				1					2			
38	相模原市												
39	横須賀市									1			
40	平塚市									1			
41	藤沢市												
42	小田原市												
43	茅ヶ崎市												
44	厚木市												
45	大和市												
46	新潟市				5					2			
47	長岡市				2					3			
48	上越市												
49	富山市												
50	金沢市												
51	福井市									3			
52	甲府市									2			
53	長野市												
54	松本市												
55	岐阜市												

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

## 水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)						緊急時の措置 (第18条)	
				第1項		第2項		第3項			
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水		
56	静岡市					1			3		
57	浜松市			2					10		
58	沼津市			1							
59	富士市			17		3					
60	名古屋市	1		2							
61	豊橋市										
62	岡崎市			3							
63	一宮市										
64	春日井市								2		
65	豊田市								1		
66	四日市市										
67	大津市			5					1		
68	京都都市										
69	大阪市										
70	堺市										
71	岸和田市										
72	豊中市										
73	吹田市										
74	高槻市			1					1		
75	枚方市										
76	茨木市			1							
77	八尾市										
78	寝屋川市										
79	東大阪市			1					1		
80	神戸市										
81	姫路市										
82	尼崎市			1							
83	明石市										
84	西宮市										
85	加古川市			1							
86	宝塚市										
87	奈良市										
88	和歌山市										
89	鳥取市										
90	松江市										
91	岡山市				3	1		2			
92	倉敷市	1			3			8			
93	広島市				3				1		
94	呉市				2						
95	福山市										
96	下関市				2				2		
97	徳島市										
98	高松市								2		
99	松山市										
100	高知市				2						
101	北九州市				1			1			
102	福岡市								1		
103	久留米市				4			1			
104	佐賀市								1		
105	長崎市								1		
106	佐世保市				2			3			
107	熊本市				3			1			
108	大分市				2	1		1			
109	宮崎市				1			2			
110	鹿児島市										
111	那覇市										
政令市計		2			89	2	6	66	24		

表10 排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反業種・施設名	件数
みそ・しょう油・グルタミン酸ソーダ・食酢等の製造業（5）	1
紡績・繊維製品製造業（19）	1
合板製造業（21の3）	1
酸・アルカリ表面処理施設（65）	1

項目別内訳

違反項目	件数
pH	2
COD	2
SS	1
亜鉛含有量	1

(注)

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

		指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
			第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東 京	埼玉県	541						7 (7)	16			5,325
	千葉県	190							10			1,931
	東京都	79							12			1,295
	神奈川県	2										147
湾	都府県計	812						7 (7)	38			8,698
	政令市計	757							45			6,234
	合 計	1,569						7 (7)	83			14,932
伊 勢 湾	岐阜県	790				2		2	8			5,652
	愛知県	1,146				11 (2)			41			7,048
	三重県	646							7			4,662
	都府県計	2,582				13 (2)		2	56			17,362
瀬 戸 内 海	政令市計	683							33			4,406
	合 計	3,265				13 (2)		2	89			21,768
	京都府	152							8			1,342
瀬 戸 内 海	大阪府	272							44			1,619
	兵庫県	626							31			4,091
	奈良県	366							1			1,975
	和歌山県	168							4			1,162
	岡山県	375							5			2,630
瀬 戸 内 海	広島県	432							5			2,895
	山口県	408							6			2,473
	徳島県	253							10			3,015
	香川県	299							9			2,933
	愛媛県	352							10			2,995
瀬 戸 内 海	福岡県	87										439
	大分県	309							3			3,090
	都府県計	4,099							136			30,659
	政令市計	1,655							110			12,703
	合 計	5,754							246			43,362
都府県合計	7,493				13 (2)			9 (7)	230			56,719
政令市合計	3,095								188			23,343
合 計	10,588				13 (2)			9 (7)	418			80,062

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

## 水質汚濁防止法

		指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
			第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東京湾	さいたま市	68							3			750
	川越市	37							3			37
	熊谷市	53							1			329
	川口市	20							1			289
	所沢市	19										134
	春日部市	20										285
	草加市	7										173
	越谷市	22										291
	千葉市	35										601
	市川市	86										318
	船橋市	84										253
伊勢湾	松戸市	37							3			267
	柏市	6										13
	市原市	90							11			366
	八王子市	23							1			507
	町田市	9										61
	横浜市	72							8			1,054
	川崎市	59							5			493
	横須賀市	10							1			13
	政令市計	757							45			6,234
	岐阜市	68										737
瀬戸内海	名古屋市	71							9			334
	豊橋市	95							4			636
	岡崎市	64							1			345
	一宮市	66							3			383
	春日井市	74							3			428
	豊田市	138							6			771
	四日市市	107							7			772
	政令市計	683							33			4,406
	京都市	28										783
	大阪市	24										18
北九州	堺市	78							21			258
	岸和田市	14							6			170
	豊中市	2							1			71
	吹田市	6										57
	高槻市	13										136
	枚方市	31										125
	茨木市	7										83
	八尾市	11										287
	寝屋川市	1										7
	東大阪市	15							2			110
北九州	神戸市	87							9			776
	姫路市	106							4			387
	尼崎市	21							21			61
	明石市	20							3			75
	西宮市	13							2			189
	加古川市	29										200
	宝塚市	6										
	奈良市	35										306
	和歌山市	132							3			678
	岡山市	149							4			942
北九州	倉敷市	137							4			815
	広島市	69							2			907
	呉市	42							1			557
	福山市	79							3			493
	下関市	59							3			540
	徳島市	112							5			649
	高松市	71							2			1,028
	松山市	95							3			630
	北九州市	57							6			158
	大分市	106							2			1,207
政令市合計	政令市計	1,655							110			12,703
	政令市合計	3,095							188			23,343

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 濱戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条 第2項 届出	第8条 第4項 届出	第9条 届出			第10条 第3項 届出	第12条 の8 届出		
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条 関係	第8条 関係	計			氏名等 変更	使用 廃止	計				
京都府	10	10			12	12							6	12	7	19	6			
大阪府	14	11		3	22	19		3					11	36	10	46	4			
兵庫県	28	24		4	39	36		3					8	57	24	81	7			
奈良県	1	1			4	4								10	8	18	3			
和歌山県	5	4		1	11	10		1						13	8	21	2			
岡山県	19	15		4	29	28		1						2	43	21	64	10		
広島県	14	14			23	23							1	5	46	16	62	7		
山口県	20	14		6	51	46		5					2	48	12	60	9			
徳島県	18	16		2	24	22		2						23	12	35	3			
香川県	13	13			17	17							7	23	16	39	9			
愛媛県	12	11		1	32	30		2						2	27	11	38	1		
福岡県					4	4									6	3	9			
大分県	7	6		1	3	3								3	14	3	17	4		
都道府県計	161	139		22	271	254		17					1	46	358	151	509	65		
京都市	2	2			2	2									1	1				
大阪市					3	3								3	4	1	5			
堺市	4	4			5	5									9	6	15			
豊中市																		1		
高槻市																				
枚方市	3	3			2	2									7	3	10	1		
東大阪市																				
神戸市	13	12		1	16	16								3	8	5	13	3		
姫路市	6	6			7	7								1	11	5	16	2		
尼崎市	9	9			9	9								5	12	9	21	1		
西宮市															2					
奈良市	1	1													3		3	1		
和歌山市	3	3			2	2								3	15	2	17	1		
岡山市	2	2			11	11									16	5	21			
倉敷市	13	13			22	22								6	11	24	35	1		
広島市					2	2									3	2	5	2		
福山市	4	3		1	2	2									6	2	8	2		
下関市	2	2			3	3									5	4	9			
徳島市	2	2			9	8		1							6	1	7			
高松市	2	2			1	1									10	1	11	2		
松山市	3	3			9	9									1	11	2	13		
北九州市	10	8		2	21	19		2							1	20	13	33	3	
大分市	12	9		3	11	8		3								18	11	29		
政令市計	91	84		7	137	131		6							23	177	97	274	20	
合 計	252	223		29	408	385		23						1	69	535	248	783	85	

表14 濑戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

			施設区分 (*1)	金 房 ダ ム 貯 水 池	八 郎 湖		霞ヶ浦			印 旛 沼			手 賀 沼			諏 訪 湖	野 尻 湖	琵 琶 湖			中 海			宍 道 湖		兒 島 湖			総 数											
				宮 城 県	秋 田 県	秋 田 市	栃 木 県	茨 城 県	千 葉 県	つく ば 市	千 葉 県	千 葉 市	船 橋 市	千 葉 県	松 戸 市	柏 市	長 野 県	長 野 县	滋 賀 県	大 津 市	京 都 府	京 都 市	鳥 取 県	島 根 県	松 江 市	島 根 県	松 江 市	岡 山 県	岡 山 市	倉 敷 市										
湖沼特定施設(みなし指定地域特定施設を含む。)	第5条届出	(1)	2		42	40	24		4	4	24	2		119	2				1	9	3	24	6	306																
		(2)			4	1			1																									7						
		(3)																																						
	第7条届出	(1)	6		36	35	24		5	1	1	3		126	6				1	1	5			9	6	265														
		(2)			3				1		1	2																							7					
		(3)																																						
	第8条計画変更命令等	(1)																																						
		(2)																																						
		(3)																																						
	第10条届出	(1)																																						
		(2)																																						
		(3)																																						
	第11条届出	(1)	2		10	4	5				1	1		7	2																				42					
		(2)		1		1					1			1	1																					4				
		(3)																																						
湖沼法	第8条(計画変更命令等)																																							
		第10条(改善命令等)																																						
指定施設(第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出																																						
		第16条届出																																						
		第17条第1項届出																																						
		第17条第2項届出	氏名等変更																																					
		第18条届出	使用廃止																																					
		第20条(改善命令等)	第1項																																					
立入検査数		昼間立入件数	4	78		43	6												23	62	233														26	475				
		夜間立入件数																																						
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかる指導(*2)	件数	文書	1		27					7			6	15	19																			2	80				
		口頭			90	1																															1	100		
		内容	処理施設の改善			27	1																															1	34	
		排水の一時停止																																						
		その他	1		90						7			5	13	27																					2	148		
	湖沼法第24条による指導	文書																																						
		口頭																																						

(注) \*1: 施設区分 ((1): 湖沼特定施設 ((2), (3)を除く)、(2): みなし指定地域特定施設、(3): 準用指定施設)

\*2: 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成23年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数				
(1) 全特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数	266, 860	271, 168	269, 847	267, 328
ア 全特定事業場数	266, 860	270, 568	269, 449	266, 875
① 50m <sup>3</sup> /日以上	33, 529	33, 067	32, 589	32, 381
うち有害物質使用特定事業場	4, 025(2)	3, 931(2)	3, 877(2)	3, 813(2)
② 50m <sup>3</sup> /日未満	233, 331	233, 146	232, 300	230, 225
うち有害物質使用特定事業場	10, 046(8)	10, 917(8)	11, 327(6)	11, 207(5)
③第5条第3項	—	4, 355	4, 560	4, 269
イ 有害物質貯蔵指定事業場数	—	2, 833	3, 196	3, 309
うち有害物質貯蔵指定施設のみ	—	600	398	453
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (65, 648) 2. 自動式車両洗浄施設 (30, 280) 3. 畜産農業 (28, 968)	1. 旅館業 (61, 096) 2. 自動式車両洗浄施設 (30, 504) 3. 畜産農業 (28, 645)	1. 旅館業 (63, 061) 2. 自動式車両洗浄施設 (30, 819) 3. 畜産農業 (27, 791)	1. 旅館業 (63, 476) 2. 自動式車両洗浄施設 (30, 842) 3. 畜産農業 (27, 399)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）				
①改善命令	12件	14件	11件	8件
②一時停止命令	0件	1件	0件	3件
4 地下水の浄化措置命令（法第14条の3）	0件	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	38, 882件 (昼間立入) (夜間立入)	43, 135 (42, 644件) (491件)	39, 490 (39, 025件) (465件)	41, 110件 (40, 600件) (510件)
6 行政指導	7, 650件	8, 384件	8, 759件	8, 872件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件
9 罰則の適用				
①排水基準違反（法第31条）	8事業場	6事業場	4事業場	4事業場
②改善命令等違反（法第30条）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
③その他法違反 (水質総量規制関連を含む)	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場

(注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

2. 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、届出の義務が課された。